金」、表頭「決算額」欄の数をいう。）及び「地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」の「一部事務組合負担金等の性質別内訳の状況」の表側「11．投資的経費　うち人件費」、表頭「決算額」欄の数を合算した額から「一部事務組合負担金等の性質別内訳の状況」の表頭「決算額」の表側「４．扶助費」、「６．公債費」、「７．積立金」、「８．投資及び出資金・貸付金」、「10．前年度繰上充用金」及び「11．投資的経費」欄の数の合算額、「地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」の「歳出内訳及び財源内訳（その７）」の表側「五　補助費等　２　都道府県に対するもの」、表頭「歳出合計」欄の数並びに「公営企業等に対する繰出し等の状況　その１法非適用事業分」の表側「総計」、表頭「３．建設費繰出」及び「４．公債費財源繰出」欄の数並びに「公営企業等に対する繰出し等の状況　その２法適用事業分」の表側「総計」、表頭「３．建設費繰出」及び「４．公債費財源繰出」欄の数の合算額を控除した額（以下この表において「市町村経常的経費決算額」という。）の合計数を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

ｈ　平成20年度から平成24年度までの地方財政状況調査による市町村経常的経費決算額（ただし、平成23年度及び平成24年度については復旧・復興事業分を控除して得た額とする。）の合計数を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

Ｆ　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅵ

$$F=\frac{j-i}{i\times(-0.224)}$$

$\frac{j-i}{i}$に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅵの符号

ｉ　平成12年度から平成16年度までの各年度末の地方債残高（「平成（ｎ＋１）年度地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」の「地方債現在高の状況」の表頭「平成ｎ年度末現在高」（ただし、平成24年度末の地方債残高については「平成24年度地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」の「地方債現在高の状況」の表頭「差引現在高」とする。）、表側「合計」欄の数から表側「災害復旧事業債」、「減収補塡債」、「減税補塡債」、「臨時税収補塡債」及び「臨時財政対策債」欄の数を合算した数、一般社団法人及び一般財団法人で災害に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の残高並びに調整債（昭和60年度から昭和63年度までの間に発行されたものを除く。）の残高の合計数を控除した数をいう。以下この表の市町村の項において同じ。）の合計数を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

ｊ　平成20年度から平成24年度までの各年度末の地方債残高（ただし、平成23年度については、地方債残高から「平成24年度地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」の「地方債現在高の状況」の表頭「平成23年度末現在高」、表側「公営住宅建設事業債　うち復旧・復興事業分」及び「一般単独事業債　うち復旧・復興事業分」の合計数を、平成24年度については、地方債残高から「平成24年度地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」の「地方債現在高の状況」の表頭「差引現在高」、表側「公営住宅建設事業債　うち復旧・復興事業分」及び「一般単独事業債　うち復旧・復興事業分」の合計数をそれぞれ控除した数とする。）の合計数を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

７　第五項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅱは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.15×Ｇ＋0.15×Ｈ＋0.15×Ｉ＋0.15×Ｊ＋0.15×Ｋ＋0.15×Ｌ＋0.05×Ｍ＋0.05×Ｎ）×0.310 0.15×Ｇ、0.15×Ｈ、0.15×Ｉ、0.15×Ｊ、0.15×Ｋ、0.15×Ｌ、0.05×Ｍ及び0.05×Ｎに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（0.15×Ｇ＋0.15×Ｈ＋0.15×Ｉ＋0.15×Ｊ＋0.15×Ｋ＋0.15×Ｌ＋0.05×Ｍ＋0.05×Ｎ）×0.310に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 Ｇ　次の算式Ｉによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とし、負数となるときは０とする。） 算式Ｉ $G=33.51\times\left(\frac{1-k}{k}\right)+0.09$ $\frac{1-k}{k}$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ｉの符号 ｋ　平成21年から平成23年までの各年における第一次産業産出額（農林水産省において公表した生産農業所得統計における農業産出額、生産林業所得統計における林業産出額及び漁業生産額における漁業生産額の合計額をいう。以下この表において同じ。）の合計額を３で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ｌ　平成22年から平成24年までの各年における第一次産業産出額の合計額を３で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）